

いずもファミリー サポートセンター



育児相互援助の手引き



働きながら子育てをしたい、子どもを連れて行けない用事の時に預かってほしい、息抜きしたい…でも、頼れる人がそばにいない。そんな不安を感じたことはありませんか。

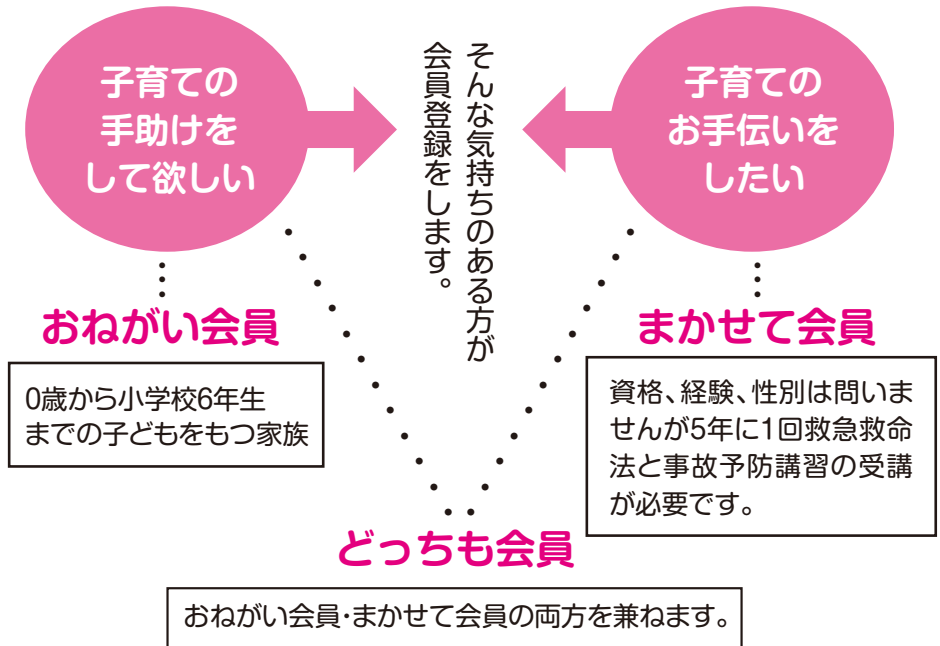
いずもファミリーサポートセンターは、“子育ての手助けをしてほしい人”と“お手伝いをしたい人”が会員となり、育児の相互援助活動を地域で行う会員組織です。

●目次

会員登録と会員の種類	1
援助できる内容	2
援助活動のながれ	3
災害などによる緊急時に備えて	5
会員の心得	5
報酬の基準	6
病児・病後児の依頼	7
援助中の緊急対応	8
サポートを行う際の留意点	9
補償保険制度	10
会 則	11



会員登録と会員の種類



※出雲市内に在住または在勤の方ならどなたでも会員になれます。

※会員登録の際に、運転免許証・個人番号カード等により本人確認を行います。



援助できる内容

- ◆ 保育施設（保育所・幼稚園など）の保育開始までの預かり及び送り
- ◆ 保育施設（保育所・幼稚園など）の保育終了後の迎え及び預かり
- ◆ 学童保育終了後の迎え及び預かり
- ◆ 学校の放課後の預かり
- ◆ 子どもが軽度の病気の場合等の預かり
- ◆ 子どもの習い事等の送迎
- ◆ 保護者の次のような用事の場合の預かり
 - 学校行事・通院・冠婚葬祭など
（子どもを連れて行くのが大変なときに）
 - 出産前や出産後
 - 採用試験・資格取得の講習会参加など
 - 求職活動など
 - 自分自身の時間を持ちたいときに

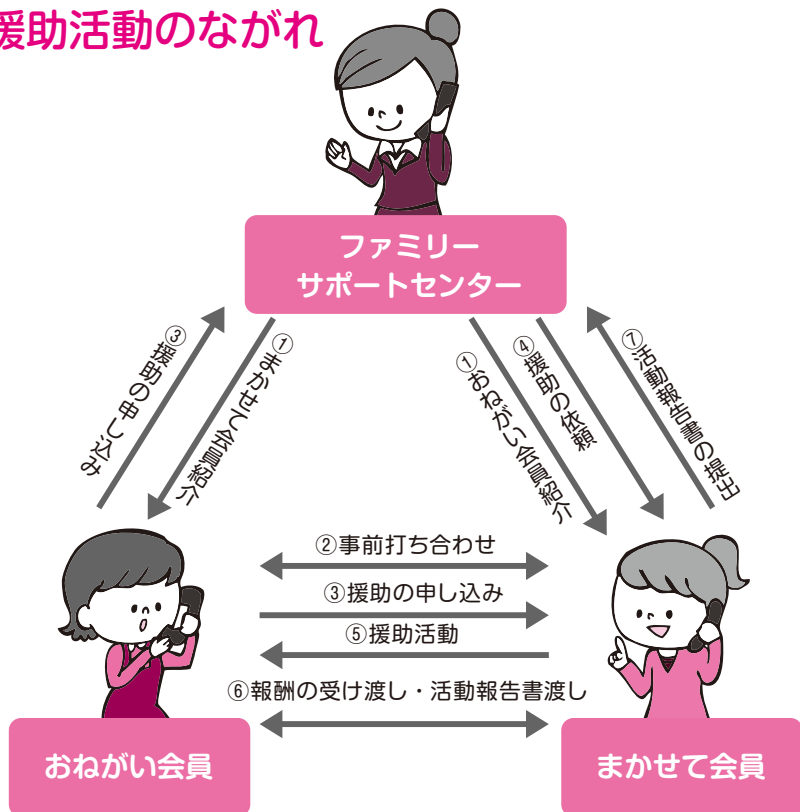
…など、仕事と子育ての両立、および子育て家庭の支援のための必要な援助を行っています。

※子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の家庭において行います。ただし、まかせて会員とおねがい会員の間で合意している場合には、子育て支援センター等において行うことができます。





援助活動のながれ



① 会員紹介

センターは、会員の中からお互いに条件にあう会員を紹介します。

② 事前打ち合わせ

- おねがい会員はセンターから紹介を受けた一週間以内に、まかせて会員に電話をし、お互いの都合の良い日程で事前打ち合わせを行ってください。日程は事前にセンターへ連絡してください。
- おねがい会員が記入した、事前打ち合わせ用紙を参考にしながら、充分打ち合わせをしてください。
- まかせて会員は事前打ち合わせ用紙の切り取り線より下を記入し、おねがい会員に渡してください。
- 事前打ち合わせ終了後、おねがい会員はセンターへ連絡してください。

③ 援助の申し込み

おねがい会員は、援助が必要となった場合、センターか事前打ち合わせを終了しているまかせて会員に申し込んでください。

※会員同士で依頼を行ったときも、センターへ連絡してください。

④ 援助活動の依頼

- センターまたはおねがい会員から連絡を受けたまかせて会員は、曜日・日時などの条件が合ったら、可能な限り援助の協力をお願いします。ただし、援助依頼は強制ではありません。都合が悪い場合は、遠慮なくその旨をお知らせください。
- おねがい会員は依頼した援助内容以外のことを要求することはできません。
- おねがい会員はおやつや食事をできるだけ用意しましょう。
- 施設への送迎サポートを依頼する場合は、おねがい会員が送迎先にもいつ誰が行うかを連絡してください。
- キャンセルをする場合は、まかせて会員とセンターへ連絡してください。

⑤ 援助活動

- まかせて会員は、別紙「安全チェックリスト」を活用し、安全な活動を心がけてください。
- まかせて会員は活動中子どもの体調に気を配り、変化があった場合または事故が発生した場合には、速やかに「援助中の緊急対応」(P8)にしたがって対応してください。
- 施設への送迎サポートの際は会員証を職員に提示してください。

⑥ 報酬の受け渡しと活動報告書

- まかせて会員は活動終了後、活動報告書(3枚複写)を記入し、おねがい会員に渡します。
- おねがい会員は、報告書の内容を確認し、サインをして、まかせて会員に報酬を支払います。報酬の受け渡しが完了した証に、活動報告書の「おねがい会員用」を受け取ります。
※報酬の受け渡しについては、センターは取り継ぎません。

⑦ 活動報告書の提出

まかせて会員は、活動報告書の「ファミリーサポートセンター用」を翌月の5日までにセンターまたは、本庁子ども政策課に提出してください。(郵送可)



災害などによる緊急時に備えて

- ★地震・台風・洪水などの災害による緊急事態の発生を想定し、会員同士でお互いに緊急連絡先を複数（携帯・自宅・職場・保育所など）、確認しておきましょう。また、その時の対応を話し合っておきましょう。
- ★サポート中に災害が起こった場合、まかせて会員は責任を持って子どもを預かってください。
- ※電話がつかない場合は、災害用伝言ダイヤル171や携帯電話各社の伝言板サービス等の活用も有効です。
- ※ファミサポの補償保険は、地震や洪水等によって被った傷害や被害は、免責となる場合があります。くれぐれも安全に留意してください。



会員の心得



- ★本会の活動の主旨を理解し、決まりを守りましょう。
- ★お互いの個人情報はお互いにもらさないでください。個人の写真を含む相手の個人情報のSNSへの書き込み等は、相手の同意がない限り行わないでください。センターを退会した後も同様です。
- ★相互援助活動中に生じた事故については当事者間で解決してください。
- ★約束した時間（開始時間・終了時間）は必ず守りましょう。また、変更がある場合は速やかに連絡しましょう。
- ★緊急時に、必ず連絡がとれるようにしておきましょう。
- ★センターが企画する講演会・研修会・交流会などに、積極的に参加しましょう。
- ★退会を希望する場合は、その旨をセンターに届け出、個人情報流出防止のために次のものを返却してください。
 - ・ 会員証
 - ・ 事前打ち合わせ用紙



報酬の基準

1. まかせて会員への報酬は次のとおりです。

(いずもファミリーサポートセンター事業実施要綱第16条)

子ども1人につき30分あたりの基準額

月曜日～金曜日 (7:00～19:00)	300円
上記以外の時間及び土・日・祝日・ <small>年末年始 (12/29～1/3)</small>	400円
病児・病後児保育等	400円

※まかせて会員が自宅を出てから自宅へ帰るまでが援助活動の時間となります。

2. 複数の子ども(兄弟・姉妹)を預ける場合は、二人目から報酬額が半額となります。(ただし、病児・病後児保育等は除く)

※半額となった報酬額については、「まかせて会員」からの申請により市から補助金を交付します。

3. キャンセルがあった場合は、次のとおりおねがい会員がまかせて会員にキャンセル料を支払ってください。

●前日までの取り消し…無料

●当日取り消し…基準により算定された報酬額の半額

●無断取り消し…全額

※ただし、自然災害等による場合は、キャンセル料は発生しません。

4. 食事(ミルク)・おやつ・オムツ等はおねがい会員が用意してください。ただし、おねがい会員がまかせて会員に準備を依頼した場合や必要が生じた場合は実費を支払ってください。

おおまかな目安として1食300円、おやつは100円程度とします。

5. 交通費については、公共交通機関・タクシー・自家用車を利用した場合は、おねがい会員が実費を負担します。



病児・病後児の依頼



軽い発熱、回復時などで「まかせて会員」が対応できる場合サポートします

病児・病後児のサポート依頼をする場合



- 保護者が病院受診を行った後に「まかせて会員」へ預けましょう。
- 「病児・病後児依頼連絡票」により、受診の結果やかかりつけ医の情報、子どもの様子（体温、症状と経過、食べたもの、排泄、機嫌など）、援助中の緊急連絡先（自宅、勤務先、携帯電話など）、既往歴、アレルギー、子どもの生活習慣（排泄、食事、睡眠）などを、詳しく「まかせて会員」へ伝えましょう。
- 緊急時に、直接会員同士で依頼を行った場合は、必ずファミリーサポートセンターへ依頼したことを連絡しましょう。
- 託児中は、メールまたは電話等で会員が相互に連絡を取り合しましょう。特に症状に変化があった場合はこまめに連絡をしましょう。

病状の変化等が見られた場合

例: 託児中に熱が上がった。嘔吐した。けいれんや発作が起きたなど。
「援助中の緊急対応」(P8)を参考にし、落ち着いて対応しましょう。

1. おねがい会員に連絡

症状・病状の変化を報告し、どのような対応をするのか相談

2. ファミサポに連絡

3. 必要に応じて医療機関に連絡

元気な時の様子を

知っておいてもらうと安心♥



投薬について

原則として、「まかせて会員」は子どもへの投薬は行いません。ただしやむを得ず「まかせて会員」が投薬を行う必要がある場合は、医療機関で処方された薬に限り依頼することができます。おねがい会員は、「病児・病後児依頼連絡票」裏面の「投薬依頼書」を記入の上依頼しましょう。



サポートできないケース

- 感染症
（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されるもの）
- 病気やケガの症状が重い場合（高熱である、咳がひどく息苦しそうである、嘔吐、水様便などにより脱水症状がある、ぐったりしているなど）
- 急な発熱、体調不良の場合の保育園等への迎え。



援助中の緊急対応

落ち着いて
判断して
ください。

サポート活動中の症状悪化時

保護者に連絡
(必要に応じて医療機関に連絡、受診)

ファミリーサポートセンターに連絡
本 部：TEL30-1261
平田支部：TEL63-4466
斐川支部：TEL73-7375

かかりつけ医が休診の場合 (休日・夜間の場合)

休日
なら

夜間
なら

出雲休日・夜間診療所 TEL 22-5543 (塩冶善行町1)
※けが等、外科的な処置は行っていません。

休日診療	診療日/日曜・祝日・年末年始 診療科/内科・小児科 受付時間/ 9:00~11:00 13:30~16:00 年末年始は受付時間が異なります。	平日夜間診療	診療日/月~金曜日 診療科/小児科 受付時間/19:30~21:30 祝日・年末年始は診療していません。
-------------	---	---------------	---

総合病院	入院や専門治療が必要と認められた場合		
	小児科医師が 対応できる 病院	島根大学医学部附属病院 島根県立中央病院	塩冶町89-1 姫原4丁目1-1



サポートを行う際の留意点

1. 乳幼児の睡眠中の事故を防ぐために

窒息や誤飲、けが等の防止や、SIDS（乳幼児突然死症候群）発症のリスクを下げるために、仰向けに寝かせましょう。また一人にしないことが大切です。

2. 子どもの事故を防ぐために

☆サポート前に、「安全チェックリスト」を使って、サポート場所が安全であることを確認しましょう。

☆自動車に子ども（6歳未満）を乗車させる場合は、必ずチャイルドシート（子どもの発達によってはジュニアシート）に座らせ、シートベルトをしっかり締めましょう。

☆預かり中、屋外の遊具で遊ばせる場合には、正しい利用方法を守らせましょう。また、目を離さないで、子どもの動きに対応できるようにしましょう。

☆ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないように、ガードを付けたり子どもの手の届かないところに配置しましょう。





補償保険制度

万一の事故に備えて、会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入することになります。掛け金の自己負担はありません。

1. サービス提供会員傷害保険

保育サービスを提供する会員が、ファミリーサポートセンターの調整による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するための自宅と保育を受ける子ども宅や保育所等の往復途中（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に補償します。

（補償例）

- ・まかせて会員が、子どもの食事を調理中、やけどをした。
- ・まかせて会員が、子どもを預かりに行く途中、自動車事故にあってけがをした。

2. 賠償責任保険

保育サービスを提供する会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

（補償例）

- ・まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。
- ・まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償請求を受けた場合。

※お見舞金制度があります。サービス利用者の子どもが、サービス提供者宅の財物を破損したり、サービス提供者の子どもにケガをさせた場合、また、サービス提供会員の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた場合等に、サービス提供者に対してお見舞金をお支払いします。（1活動につき1回）

3. 依頼子供傷害保険

保育サービスを依頼する会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償します。

（補償例）

- ・子どもが階段から落ち、けがをした。



いずもファミリーサポートセンター事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織し、育児を相互に援助し合う活動を支援するいずもファミリーサポートセンター事業(以下「事業」という。)を行うことにより、児童福祉の向上を図り、市民が仕事と育児を両立させ安心して働くことができる社会環境づくりに資することを目的とする。

(事業主体)

第 2 条 事業の実施主体は、出雲市とする。

(事務所)

第 3 条 事業を実施するため、次のとおり事務所を置く。

名称	所在地
いずもファミリーサポートセンター 本部	出雲市塩冶町641-9
いずもファミリーサポートセンター 平田支部	出雲市平田町2112番地1
いずもファミリーサポートセンター 斐川支部	出雲市斐川町上庄原1760番地1

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1)会員の募集、登録等組織の運営に関すること。
- (2)会員相互の育児に関する援助活動(以下「援助活動」という。)の調整に関すること。
- (3)援助活動に係る講習及び指導に関すること。
- (4)会員相互の交流に関すること。
- (5)アドバイザーとサブリーダーの情報交換及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6)援助活動の広報に関すること。
- (7)前各号に掲げるもののほか、事業の目的達成に必要なこと。

(センター長等)

第 5 条 市長は、事業を円滑に運営するため、センター長、アドバイザー及びサブリーダーを置く。

2 センター長は、事業の運営を統括する。

3 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1)前条各号に定める事業の実施に関すること。
- (2)会員の募集時及び入会の申込時における相談及び助言に関すること。
- (3)援助活動に係る相談及び助言に関すること。
- (4)サブリーダーの育成及び指導に関すること。

4 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整を行う。

(会 員)

第 6 条 会員となることができる者は、市内に住所又は勤務先を有する者で、市長の承認を受けたものとする。

2 会員の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1)おねがい会員 育児の援助を依頼する会員
- (2)まかせて会員 育児の援助を提供する会員
- (3)どっちも会員 おねがい会員とまかせて会員を兼ねる会員

(入 会)

第 7 条 会員になろうとする者は、いずれもファミリーサポートセンター入会申込書を市長に提出しなければならない。

2市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、適当と認めるときは、入会を承認するものとする。

3市長は、前項の承認をしたときは、承認を受けた者を会員登録し、その者にいずれもファミリーサポートセンター会員証(以下「会員証」という。)を交付するものとする。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を市長に届け出て、同時に会員証を返還しなければならない。

(登録の抹消)

第 9 条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1)死亡したとき。

(2)故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、他の会員に損害を与えたとき。

(3)援助活動に関し不正な行為をしたとき。

(4)援助活動に著しく適さないと認められるとき。

(5)この要綱の規定に違反したとき。

2市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに当該登録を抹消された者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第 10 条 会員は、援助活動等で知り得た他の会員の秘密を他人に漏してはならない。退会した後及び登録を抹消された後も、同様とする。

(援助活動の内容)

第 11 条 援助活動の内容は、会員が監護する満1歳に満たない児童から概ね12歳までの児童(以下「対象児童」という。)を対象とした次の各号に掲げるものとする。

(1)保育所、幼稚園、小学校、児童クラブ等(以下「保育施設等」という。)に対象児童を送迎すること。

(2)保育施設等の開所時間の前後において対象児童を預かること。

(3)保育施設等の休所日において対象児童を預かること。

(4)対象児童が軽度の病気の場合などに緊急的に預かること。

(5)その他市長が援助を必要と認めた場合に対象児童を送迎し、又は預かること。

2 前項の援助活動(送迎を除く。)は、まかせて会員(育児の援助を提供するどっちも会員を含む。以下同じ。)の家庭において行うものとする。ただし、おねがい会員(育児の援助を依頼するどっちも会員を含む。以下同じ。)とまかせて会員との間で合意のある場合で市長が認めるときは、この限りでない。

3 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の申込み)

第 12 条 おねがい会員は、前条の援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに申込みをしなければならない。

(援助活動提供者の決定)

第13条 アドバイザーは、前条の申込みがあったときは、その内容を記録・確認するとともに、援助活動を実施するにふさわしいまかせて会員を選択し、当該会員に連絡するものとする。

(援助活動の内容の協議)

第14条 おねがい会員及びまかせて会員は、事前に十分な協議を行い、両者の合意により援助活動の内容を決定するものとする。

2 おねがい会員は、援助活動を受けるに当たって、前項に定めるところにより決定された内容以外の援助活動をまかせて会員に求めてはならない。

(援助活動の実施)

第15条 まかせて会員は、前条第1項の合意に基づきおねがい会員に対し援助活動を実施するものとする。

2 まかせて会員は、援助活動を実施したときは、その活動を記録し、援助活動を受けたおねがい会員の確認を受けなければならない。

3 まかせて会員は、前項の活動記録を、援助活動を実施した日の属する月の翌月の5日までにセンター長へ提出しなければならない。

4 おねがい会員は、事前に打合せをした場合又は援助活動を依頼したことがある場合は、直接まかせて会員へ援助活動の申込みをすることができるものとする。

(報酬等)

第16条 おねがい会員は、援助活動終了後、当該援助活動を実施したまかせて会員に対し、次の各号に定める基準に従って報酬を支払わなければならない。

(1)一般保育

ア 平日(月曜日から金曜日まで)の基本時間(午前7時から午後7時まで)
30分ごとに300円

イ アを除いた時間帯 30分ごとに400円

(2)病児保育 30分ごとに400円

2 兄弟姉妹で同時に援助を受ける場合の報酬は、2人目以降は基準額の半額とする。ただし、病児保育の場合については、この限りでない。

(まかせて会員に対する補助)

第17条 市長は、まかせて会員が兄弟姉妹に同時に援助活動を行ったときは、当該まかせて会員に対し、前条第2項の規定により半額となる報酬の額に相当する額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第18条 前条の補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出雲市ファミリーサポートセンター事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請は、援助活動が実施された日から起算して2年以内に行わなければならないものとし、当該期間内に申請がなされなかったものについては、補助を行わないものとする。

(補助金の交付決定)

- 第19条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。
- 2 前項の規定により交付を決定したときは、出雲市ファミリーサポートセンター事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第20条 偽りその他不正な行為により補助金の支給を受けた者がいるときは、市長は、前条第1項の規定による決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(依頼の取消し)

- 第21条 おねがい会員は、援助活動の依頼を取り消したときは、次の各号に定める取消料を当該援助活動を依頼したまかせて会員に支払うものとする。ただし、自然災害等おねがい会員の責めによらない事由により援助活動の依頼を取り消した場合については、この限りでない。
- (1)前日までの取消 無料
 - (2)当日取消 報酬の予定額の半額相当額
 - (3)無断取消 報酬予定額の全額相当額



(その他)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

大好き 出雲!



いずもファミリーサポートセンター

- ◆ **本部** 〒693-0021 出雲市塩冶町641-9 (いずも子育て支援センター内)
TEL&FAX (0853) 30-1261
E-mail:kosodate@local.city.izumo.shimane.jp
受付時間8:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みです) 
- ◆ **平田支部** 〒691-0001 出雲市平田町2112-1
(ひらた子育て支援センター内)
TEL&FAX (0853) 63-4466
E-mail:famisapo-h@local.city.izumo.shimane.jp
受付時間8:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みです) 
- ◆ **斐川支部** 〒699-0505 出雲市斐川町上庄原1760-1
(まめなが一番館内)
TEL (0853) 73-7375 FAX (0853) 73-7376
E-mail:famisapo-hw@local.city.izumo.shimane.jp
受付時間8:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始はお休みです) 